第319回　企業会計基準委員会議事概要

I.　日　時　　平成27年9月11日（金）　13時30分～17時15分

II. 場　所　　財務会計基準機構 会議室

III.議　題

（審議事項）

(1) IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」へのコメント対応

(2) 2015年10月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）への対応

(3) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」に寄せられたコメントへの対応

(4) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討及びIASB公開草案「IFRS第15号の明確化」へのコメント対応

(5) 専門委員等の選退任

IV. 議事概要

（審議事項）

(1) IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」へのコメント対応

小賀坂副委員長、関口常勤委員及び紙谷客員研究員よりIASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「本ED」という。）へのコメント対応について説明がなされ、審議が行われた。

本日の委員会では、第1章「一般目的財務報告の目的」、第2章「有用な財務情報の質的特性」、第3章「財務諸表と報告企業」及び第6章「測定」に係るコメント対応の方向性について、第29回ASAF対応専門委員会（2015年8月31日開催）における検討状況を踏まえ、審議が行われた。

なお、本EDに関して、当委員会を含めた多くの関係者から、コメント期限を延長すべきとの要請がIASBに寄せられ、今月のIASBボード会議においてコメント期限の延長に関する審議を行うことが予定されており、IASBスタッフから、コメント期限を11月25日まで1か月延長する提案が行われている。この状況を踏まえ、本EDのコメント期限が1か月延長された場合には、当委員会の意見募集[1]のコメント期限についても同様に1か月延長することが決定された。

(2) 2015年10月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）への対応

小賀坂副委員長及び関口常勤委員より2015年10月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）への対応について説明がなされ、審議が行われた。

本日の委員会では、2015年10月1日、2日にロンドンで開催されるASAF会議における議題のうち、「2015年アジェンダ協議」及び「持分法」について、審議が行われた。

(3) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」に寄せられたコメントへの対応

小賀坂副委員長及び前田ディレクターより公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」に寄せられたコメントへの対応について説明がなされ、審議が行われた。

本日の委員会では、第24回税効果会計専門委員会（2015年8月31日開催）における検討状

[1] 当委員会は、本EDに対して我が国としての意見発信を効果的に行っていくため、本EDのコメント期限である10月25日に先立ち9月25日を期限として、広く市場関係者の方々に本EDに関する意見の募集を行っている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

況も踏まえ、公開草案に寄せられたコメントへの対応について審議が行われた。

(4) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討及び IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」へのコメント対応

小賀坂副委員長及び原研究員より IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討及び IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」へのコメント対応について説明がなされ、審議が行われた。

第 56 回収益認識専門委員会（2015 年 9 月 4 日開催）では、我が国において想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点について、事例 7 から事例 15 までのご報告を頂いて審議が行われた。本日の委員会では、当該専門委員会における検討状況について審議が行われた。

また、IASB の ED へのコメント対応に関して、ED において提案されている論点のうち、本日の委員会では、移行時の実務上の便法及びその他のトピックについて審議が行われた。

(5) 専門委員等の選退任

新井副委員長より実務対応専門委員会等の専門委員の選退任案について説明がなされ、審議が行われた。審議の結果、原案の通り承認され、委嘱等の手続を行うこととされた。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。